

地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則

平成22年4月1日

規程 3-2

[沿革]	平成25年10月31日	規程 3-2-1	=一部改正
	平成26年9月30日	規程 3-2-2	=一部改正
	平成27年7月31日	規程 3-2-3	=一部改正
	平成28年4月28日	規程 3-2-4	=一部改正
	平成29年1月1日	規程 3-2-5	=一部改正
	平成30年12月21日	規程 3-2-6	=一部改正
	令和元年12月26日	規程 3-2-7	=一部改正
	令和2年2月28日	規程 3-2-8	=一部改正
	令和2年3月27日	規程 3-2-9	=一部改正
	令和4年3月7日	規程 3-2-10	=一部改正
	令和5年3月31日	規程 3-2-11	=一部改正
	令和5年12月26日	規程 3-2-12	=一部改正

目次

第1章	総則 (第1条—第4条)
第2章	人事 (第5条—第17条)
第1節	採用 (第5条—第8条)
第2節	評定 (第9条)
第3節	異動 (第10条)
第4節	休職及び復職 (第11条—第12条)
第5節	退職及び解雇 (第13条—第17条)
第3章	労働時間、休日及び休暇等 (第18条—第25条)
第1節	労働時間及び休日 (第18条—第20条)
第2節	休暇等 (第21条—第25条)
第4章	育児休業等 (第26条)
第5章	給与 (第27条)
第6章	研修 (第28条)
第7章	表彰 (第29条)
第8章	服務 (第30条)
第9章	安全及び衛生 (第31条)
第10章	懲戒等 (第32条)
第11章	災害補償 (第33条)
第12章	業務のための赴任または出張 (第34条)
第13章	福利厚生 (第35条—第36条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の労働条件及び服務その他就業に関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、労基法及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において再雇用職員とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第17条第1項第1号の規定により定年退職した者、同規則第18条第2項の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者であって次の各号に掲げるもの（以下「定年退職者等」という。）で、次項以下に定めるところにより、1年以内の期間を定めて採用された者をいう。

(1) 25年以上勤務して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

2 再雇用常勤職員 週の所定労働時間が職員就業規則の適用を受ける職員と同じ者をいう。

(長野県職員定年退職者等の準用)

第3条 長野県職員を退職した者（平成22年3月31日までに年齢63年に達する者を除く。）で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により定年退職した者若しくは同法第28条の3の規定により勤務した後退職した者又は職員の再任用に関する条例（平成12年長野県条例第32号）第2条各号のいずれかに該当する者にあつては、前条の規定による定年退職者等に準じて再雇用を行うことができるものとする。

(秩序の維持)

第4条 再雇用職員は、この規則に定められた義務を誠実に履行し、法人秩序の維持に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第5条 再雇用職員の採用は、高年齢者雇用安定法に基づき、当該本部事務局、病院（訪問看護事業所及び介護医療院を含む。）、介護老人保健施設及び看護師養成所（この条において「事業場」という。）の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の職員の過半数で組織する労働組合がないときは当該事業場の職員の過半数を代表する者との書面による協定（第7条及び第23条において「労使協定」という。）の定めるところによる。

(労働条件の明示)

第6条 職員就業規則第5条の規定は、再雇用職員の採用の際の労働条件の明示について準

用する。

(雇用期間の更新)

第7条 再雇用職員の雇用期間の更新は、高年齢者雇用安定法に基づき、労使協定の定めるところによる。

(雇用期間の末日)

第8条 再雇用を行う場合及び再雇用の雇用期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢65年(医師及び歯科医師にあつては年齢70年)に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

第2節 評定

(勤務評定)

第9条 職員就業規則第8条の規定は、再雇用職員の勤務評定について準用する。

第3節 異動

(異動及び着任)

第10条 職員就業規則第11条及び第12条の規定は、再雇用職員の異動及び着任について準用する。

第4節 休職及び復職

(休職)

第11条 再雇用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (4) 法人の職員として在籍のまま出向を命じられた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 休職者は、職員としての身分を保有するが、業務に従事しない。

3 休職期間中の給与については、地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

(休職の期間、手続及び復職)

第12条 職員就業規則第14条から第16条までの規定は、再雇用職員の休職の期間、手続及び復職について準用する。ただし、同規則第14条中「3年」とあるのは、「1年」と読み替えるものとする。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第13条 再雇用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
- (2) 雇用期間が満了したとき 雇用期間の満了した日
- (3) 第11条第1項第1号に定める休職の期間が満了しても、休職事由が消滅しない場合(業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休職する場合を除く。) 休職期間の満了し

た日

(4) 死亡したとき 死亡日

(自己都合による退職手続)

第14条 再雇用職員は、前条第1号の規定により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、理事長に退職願を提出しなければならない。

(解雇)

第15条 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合には、解雇する。

2 前項の場合であっても、理事長は、禁錮以上の刑に処せられた再雇用職員のうち、その刑に係る罪が業務遂行中の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、解雇しないものとするができる。ただし、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、解雇する。

3 理事長は、再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職員就業規則第55条第6号に規定する懲戒解雇に該当する事実があると認められる場合

(5) 組織の変更によりやむを得ない場合

(6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合

(7) その他前各号に定めるほかやむを得ない事由があるとき。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、再雇用職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性職員が休業する期間(労基法第65条の規定によるものをいう。)及びその後30日間は、解雇することができない。ただし、労基法第81条の規定による打切補償を行った場合(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)(第33条において「地方公務員災害補償法」という。)第28条の3の規定により打切補償を行ったものとみなされる場合を含む。)又は前項第6号の規定による場合でその事由について所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りではない。

(解雇予告)

第16条 理事長は、前条の規定により再雇用職員を解雇する場合には、解雇する日の30日前に予告し、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支給し、即日解雇する。ただし、次の各号いずれかに該当する場合にあっては、解雇の予告をせず又は解雇予告手当を支給することなく解雇する。

(1) 再雇用職員の責めに帰すべき事由による場合で行政官庁の解雇予告除外の認定を受けたとき。

(2) 非常災害等の事由により事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたとき。

2 前項の規定による予告日数は、平均賃金を支給した日数分だけ短縮することができる。

(退職及び解雇後の責務)

第17条 職員就業規則第23条の規定は、再雇用職員の退職及び解雇後の責務について準用す

る。

第3章 労働時間、休日及び休暇等

第1節 労働時間及び休日

(所定労働時間)

第18条 職員就業規則第24条の規定は、再雇用常勤職員の所定労働時間（始業及び終業の時刻、休憩時間を含む。）について準用する。

(変形労働時間)

第19条 理事長は、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある再雇用常勤職員については、1月以内の期間を単位とする変形労働時間制を適用する。

2 職員就業規則第25条第2項の規定は、前項の規定が適用される者の労働時間及び休憩時間について準用する。

(休日、時間外労働及び休日の労働並びに災害時の勤務)

第20条 職員就業規則第26条から第28条までの規定は、再雇用職員の休日、時間外労働及び休日の労働並びに災害時の勤務について準用する。

第2節 休暇等

(休暇の種類)

第21条 再雇用職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び不妊治療休暇とする。

(年次休暇)

第22条 職員就業規則第30条及び第30条の2の規定は、再雇用常勤職員の年次休暇の日数及び翌年度への繰り越しにその他の扱いについて準用する。

(年次休暇の単位)

第23条 年次休暇の取得単位は、1日又は半日とする。ただし、夏季休暇を除く年次休暇のうち、5日分については、労使協定の定めるところにより、取得単位を1時間とすることができる。

(年次休暇の取得手続及び療養休暇等)

第24条 職員就業規則第32条から第36条の2までの規定は、再雇用職員の年次休暇の取得手続並びに療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、不妊治療休暇及び欠勤の扱いについて準用する。

(その他)

第25条 第18条から前条までに定めるもののほか、再雇用職員の労働時間、休日、休暇及び欠勤に関し必要な事項は、労働時間規程により定める。

第4章 育児休業等

(育児休業等)

第26条 職員就業規則第38条の規定は、再雇用職員の育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業について準用する。

第5章 給与

(給与)

第27条 再雇用職員の給与は、給与規程の定めるところによる。

第6章 研修

(研修)

第28条 職員就業規則第43条の規定は、再雇用職員の研修について準用する。

第7章 表彰

(表彰)

第29条 再雇用職員で、次の各号のいずれかに該当するものには、これを表彰する。

- (1) 生命又は身体の危険を顧みないで、その職務を遂行し、顕著な功労があったもの
- (2) 職務を通じ有益な研究、発明、考案等を行い、職務の遂行に特に貢献したもの
- (3) 特にすぐれた善行があつて他の模範であるもの

2 個人又は団体で、法人の業務に協力し、著しい功績があつたものには、これを表彰する。

3 表彰は、表彰状、賞状又は感謝状を交付するほか、金品を併せて交付して行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、地方独立行政法人長野県立病院機構表彰規程により定める。

第8章 服務

(服務)

第30条 職員就業規則第45条から第50条までの規定は、再雇用職員の服務について準用する。

第9章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第31条 職員就業規則第51条から第53条までの規定は、再雇用職員の安全及び衛生について準用する。

第10章 懲戒等

(懲戒等)

第32条 職員就業規則第54条から第60条までの規定は、再雇用職員の懲戒等について準用する。

2 再雇用職員が、第2条第1項の規定により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間（職員就業規則第54条第2項に規定する当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。）又はこの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に職員就業規則第54条第1項各号の一に該当したときは、これに対し同規則第55条各号に規定する懲戒を行うことができる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第33条 再雇用常勤職員の業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

第12章 業務のための赴任または出張

(業務のための赴任または出張)

第34条 職員就業規則第62条の規定は、再雇用職員の業務のための赴任または出張について準用する。

第13章 福利厚生

(共済等)

第35条 再雇用常勤職員の共済は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）に定める

ところによる。

(宿舎)

第36条 職員就業規則第64条の規定は、再雇用職員について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(雇用期間の末日に関する特例)

2 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは「64年」とする。

附 則 (平成25年10月31日3-2-1)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日3-2-2)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日3-2-3)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月28日3-2-4)

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則 (平成29年1月1日3-2-5)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日3-2-6)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日3-2-7)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月28日3-2-8)

この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、訪問看護事業所に係る規定については、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日3-2-9)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月7日3-2-10)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日3-2-11)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日3-2-12)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日規程3-2-12)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。